

2014年5月1日

AM&T INDIA LEGAL UPDATE

インド新会社法の施行

インド企業省（Ministry of Corporate Affairs）が2014年3月26日付で発行した通達により、インドの新会社法である2013年会社法（Companies Act, 2013）（以下「新会社法」といいます。）の規定中、2013年9月12日の一部施行の対象に含まれていなかった規定のうち、株主総会や取締役会に関する規定等、会社運営に関わる重要な規定の多くが、2014年4月1日付で施行されました。同通達は、下記インド企業省のウェブサイトにてご参照いただくことが可能です。

<http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/CompaniesActNotification26March2014.PDF>

これにより、2014年4月1日以降は、2013年9月12日に既に一部施行されていた規定、及び2014年2月27日付で同年4月1日付で施行されることが発表されていた企業の社会的責任（CSR（Corporate Social Responsibility））に関する規定と併せ、新会社法のうち、会社運営に関わる重要な規定のほとんど全てが施行されました。

上記新会社法の施行に伴い、インド企業省からは、2014年3月末に、従前よりドラフトが公表されていた新会社法の施行規則（以下「新会社法施行規則」といいます。また、ドラフト段階の新会社法施行規則を「新会社法施行規則案」といいます。）の最終版が公表されました。新会社法施行規則の最終版においては、ドラフト段階から規定が変更されている箇所も多く、弊所の2013年10月29日付ニュースレターで解説した内容から変更されている規定も少なからずあります。

そこで、本ニュースレターでは、2014年4月1日から施行された新会社法の概要について、新会社法施行規則の内容を踏まえつつ、また旧会社法との違いを交えながら解説します。新会社法の規定中、特に日本企業への影響が大きいと思われるものについては、下線を付しています。

なお、内国会社法審判所（National Company Law Tribunal）に関する規定、組織再編に関する規定、及び会社清算に関する規定等、新会社法の規定のうち、2014年4月1日の施行の対象とされていない規定については、本ニュースレターでは解説していません。

本ニュースレターは、新会社法及び新会社法施行規則の概要を説明するものであり、改正点や留意が必要と思われる点の全てを網羅するものではありません。本ニュースレターにおいて触れられていない事項であっても、インドにおいて事業を行う日系企業に影響を及ぼす改正内容もございますので、ご留意ください。

【執筆担当：琴浦 諒 / 大河内 亮 / 山田 貴彦】

1. 新会社法施行規則を踏まえた新会社法の施行済み規定の解説

旧会社法との相違点を中心に解説しています。引用している条文番号は、特に断りがない限り、新会社法の条文を示しています。

なお、施行から実施までに、一定の猶予期間が設けられている規定については、緑色の文字としています。

(1) 定義規定関連

イ. 一人会社制度の新設

インドの旧会社法である 1956 年会社法 (Companies Act, 1956) (以下「旧会社法」といいます。) 及び新会社法上、インドで会社を設立するためには、非公開会社 (private company) の場合には最低 2 名、公開会社 (public company) の場合には、最低 7 名の株主が、原則として必要とされています。そのため、日本企業がインドに非公開会社である完全子会社を設立しようとする場合、実質的な親会社以外にもう 1 人の株主を用意する必要があります。

上記の原則に対し、インド新会社法は新たな制度として、株主を 1 人とする一人会社の設立を可能とする制度を導入しました。

しかしながら、本ニュースレターの発行日現在有効な新会社法施行規則では、一人会社を設立することができる者が、「インド国籍を保有し、インドに居住する自然人」に限定されているため、日本企業を含む外国企業がその完全子会社として一人会社を設立することは認められていません。

そのため、一人会社制度の新設それ自体は重要な改正ではあるものの、現在の新会社法施行規則の規定上、日本企業を含む外国企業が一人会社制度を利用することはできないため、今後新会社法施行規則の改正がない限りは、この改正は日本企業にはほとんど影響を及ぼさないものと考えられます。

ロ. 小会社制度の新設

新会社法では、新たに「小会社 (small company)」という制度が導入されました。

小会社とは、公開会社以外の会社であって、①払込資本の額が 500 万ルピー (若しくは 5,000 万ルピー以下で新会社法施行規則等で別に定める額) 以下の会社、又は②直近の損益計算書における売上高が 2,000 万ルピー (若しくは 2 億ルピー以下で新会社法施行規則等で別に定める額) 以下の会社、をいいます。

なお、上記の「新会社法施行規則等で別に定める額」について、本ニュースレターの発行日現在有効な新会社法施行規則では、「別に定める額」は規定されていないため、現時点での小会社の定義は、実質的には「①払込資本の額が 500 万ルピー以下の会社、又は②直近の損益計算書における売上高が 2,000 万ルピー以下の会社」ということとなります。

小会社については、取締役会の開催が半期に 1 回で足りる (通常は最低年 4 回の開催が必要) などとされており、会社のガバナンスに関する制約が低減ないし簡素化されます。

ただし、「親会社 (holding company)」や「子会社 (subsidiary)」に該当する会社については、小会社の定義規定の適用はないとされているため、例えば、日本企業がインドに子会社を設立しようとする場合において、インドの子会社の運営上の負担を軽減するために小会社制度を利用することはできないと考えられます。

※「親会社」とは、1 社以上の会社を子会社とする会社をいい (2 条 46 項)、「子会社」とは、① ある会社 (親会社) が取締役会の構成を支配する会社、又は②ある会社 (親会社) が単独

で若しくはその子会社と共同で株式の過半数を行使若しくは支配する会社をいいます（同条 87 項）。

ハ。「非公開会社 (private company)」の定義の見直し

旧会社法における「非公開会社」は、その附属定款において株主数の上限を 50 名とすることが必要とされていました。

新会社法では、「非公開会社 (private company)」の定義が見直され、附属定款に定めるべき株主数の上限が 200 名に拡大されています。すなわち、新会社法において、「非公開会社」とは、払込資本が 10 万ルピー（又は施行規則等で別に定める額）以上の会社で、その附属定款において、次に掲げる事項が規定されている会社をいうとされました（2 条 68 項）。

- ① 株式の譲渡が制限されていること、
- ② （一人会社の場合を除き）株主数の上限が 200 名とされていること
- ③ 会社の有価証券の公募が禁止されていること

なお、新会社法において、「公開会社」とは、非公開会社以外の会社で、払込資本が 50 万ルピー（又は施行規則等で別に定める額）以上の会社をいいます（同条 71 項）。また、非公開会社でない会社の子会社は、定款上は非公開会社であっても、公開会社とみなされます（同項但書）。

ニ。「支配 (control)」の明確化

旧会社法では、「支配 (control)」の意義は必ずしも明確ではありませんでしたが、新会社法では、「支配」の意義の明確化が図られています（2 条 27 項）。

新会社法において、「支配」には、株式保有、経営権、株主間契約、議決権行使契約その他の方法により、単独又は共同で、直接的又は間接的に、①取締役の過半数を選任することができる権利、又は②経営若しくは方針決定を支配することができる権利が含まれます。

ホ。「プロモーター (promoter)」の定義の新設

旧会社法では、「プロモーター (promoter)」の定義は規定されておらず、その意義は必ずしも明確ではありませんでした。

新会社法では、「プロモーター」の定義が新設されています（2 条 69 項）。新会社法における「プロモーター」とは、①目論見書若しくは年次報告書で指名されている者、②直接的若しくは間接的に会社の運営を支配している者、又は③その者の助言、指示若しくは指図に従い取締役会が活動している場合における当該者をいうとされました。

ヘ。「主要経営責任者 (key managerial personnel)」の新設

新会社法では、「主要経営責任者 (key managerial personnel)」という概念が新設されています（2 条 51 項）。「主要経営責任者」とは、以下に掲げる者をいいます。

- ① CEO (chief executive officer)、マネージング・ディレクター (managing director) 又はマネージャー (manager)
- ② 会社秘書役 (company secretary)
- ③ ホールタイム・ディレクター (whole-time director)
- ④ CFO (chief financial officer)

- ⑤ その他新会社法施行規則等で別に定める者(本ニュースレターの発行日現在有効な新会社法施行規則では、上記①～④とは別個の「主要経営責任者」は定められていません)。

新会社法では、一定の会社は、常勤の主要経営責任者として、①マネージング・ディレクター、CEO 又はマネージャー(これらの者が不在の場合には、ホールタイム・ディレクター)、②会社秘書役、及び③CFOを選任しなければならないとされています(203条1項)。

これを受けた新会社法施行規則では、上場会社及び払込資本が1億ルピー以上の公開会社(public company)について、主要経営責任者の選任が義務付けられています。

新会社法施行規則案の段階では、「上場会社及び払込資本が5,000万ルピー以上の会社(公開会社、非公開会社を含む)」について、主要経営責任者の選任が義務付けられていましたが、実際に施行された新会社法施行規則では、主要経営責任者の選任義務を負うのは「上場会社及び払込資本が1億ルピー以上の公開会社」に限定されましたので、注意が必要です。

したがって、本ニュースレターの発行日現在有効な新会社法施行規則においては、非公開会社(private company)については、会社秘書役(company secretary)を含め、常勤の「主要経営責任者」を選任する義務がありません。

この点、旧会社法では、5,000万ルピーを超える会社については、公開会社、非公開会社を問わず、会社秘書役を常勤で選任する必要があったため、非公開会社については資本金額を問わず常勤の会社秘書役の選任義務がなくなったという点で、一種の規制緩和がなされたといえます(勿論、会社が任意に会社秘書役を選任することは可能です)。

なお、上記常勤の主要経営責任者の選任義務には、施行から実施までの有効期間が設けられていないため、上記要件を満たす会社(すなわち、「上場会社及び払込資本が1億ルピー以上の公開会社」)は、すみやかにこれらの者を選任する必要があります。

ト。「関連当事者 (related party)」の定義の新設

旧会社法では、「related parties」の定義が明確ではありませんでしたが、新会社法では、「関連当事者 (related party)」の定義規定が新設されています(2条76項)。新会社法における「関連当事者」とは、以下に掲げる者をいいます。

- ① 取締役又はその親族
- ② 主要経営責任者又はその親族
- ③ 取締役、マネージャー又はその親族がパートナーである団体
- ④ 取締役又はマネージャーが株主又は取締役である非公開会社
- ⑤ 取締役若しくはマネージャーが取締役である公開会社又は取締役若しくはマネージャーがその親族と合わせて払込資本の2%超を保有する公開会社
- ⑥ その取締役会、マネージング・ディレクター又はマネージャーが取締役又はマネージャーの助言、指示若しくは指図に従い活動している法人
- ⑦ その者の助言、指示若しくは指図に従い取締役又はマネージャーが活動している場合における当該者
- ⑧ 親会社、子会社若しくは関連会社、又は親会社の別の子会社
- ⑨ その他施行規則等で別に定める者(新会社法施行規則では、「親会社、子会社又は関連会社の取締役又は主要経営責任者又はその親族」が規定されています。新会社法施行規則案では、「親会社、子会社又は関連会社の取締役又は主要経営責任者又はその親族、並びに、会社、親会社、子会社又は関連会社のシニア・マネジメントの職に任命されている者(取締役会以外のマネジメント・チームのメンバー等)」と規定されていましたが、新会社法施行規則では後段は削除されています)。

新会社法では、関連当事者との間で、以下に関する契約の締結等を行おうとする場合には、原則として、取締役会の承認及び施行規則等で別に定める条件に従うことが必要となります(188条1項)。

- ① 商品等の販売、購入又は供給
- ② 資産の譲渡その他の処分又は譲受け
- ③ 資産の賃貸
- ④ サービスの利用又は提供
- ⑤ 商品等の販売等に関する代理人の選任
- ⑥ 会社、子会社又は関連会社における役職等への選任
- ⑦ 会社の有価証券等の引受け

新会社法 188 条 1 項を受けた新会社法施行規則では、関連当事者取引を行う場合の条件として、行おうとする関連当事者取引の内容を取締役会招集通知により開示すること及び当該関連当事者取引と利害関係を有する取締役が取締役会に出席しないことを規定しています。

また、会社の払込資本が一定の金額以上である場合等、一定の場合には、株主総会の特別決議による事前の承認も必要となります(同項第一但書)。

新会社法施行規則では、払込資本が 1 億ルピー以上である場合、一会計年度あたりの関連当事者取引が会社の最新の監査済み会計書類における年間売上高の 25%又は純資産の 10%を超える場合等が、株主総会の特別決議による事前の承認が必要な場合として規定されています。この点、新会社法施行規則案の段階では、払込資本が 1,000 万ルピー以上である場合、一会計年度あたりの関連当事者取引が会社の最新の監査済み会計書類における年間売上高の 5%又は純資産の 20%を超える場合等が、株主総会の特別決議による事前の承認が必要な場合として規定されていましたが、最終版の新会社法施行規則では上記のとおり変更されていますので、注意が必要です。

なお、通常の業務の過程で行われる関連当事者取引については、独立当事者間取引と同様の条件 (arm's length) で行われる限り、本条項に基づく取締役会及び株主総会の承認は不要となります(同項第三但書)。

チ. 「会計年度 (financial year)」の定義の見直し

旧会社法では、会社は会社法上会計年度を自由に設定することができましたが、新会社法では、会計年度の定義が見直され、原則として、当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを会計年度としています(2条41項)。現在、新会社法が定める会計年度とは異なる会計年度を設定している会社については、本規定の施行から 2 年以内に会計年度を変更することが必要となります。

税務申告の関係上、旧会社法においても多くの会社が会計年度を当年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとしていましたが、日系インド企業で親会社の会計年度に合わせて 4 月 1 日から 3 月 31 日まで以外の期間を会計年度としていた会社については、本規定が施行された 2014 年 4 月 1 日から 2 年以内に会計年度を変更することが必要となります。

(2) 株主総会

イ. 招集通知

会社が株主総会を招集するには、開催日の 21 日前までに全株主に対して招集通知を交付することが必要とされています(101条1項)。

この点、旧会社法では書面による通知が要求されていましたが、新会社法では、招集通知を

交付するにあたって、新会社法施行規則等で別に定める場合には電磁的方法を利用することが認められています。

新会社法施行規則上、「電磁的方法」とは、「会社から、適切な権限に基づき、またセキュリティ上の措置が施されたコンピュータプログラムを通じて送付された通信であって、株主により提供された最新の電子メールアドレスにおいて、当該通信を受領する権限を有する者に向けられた通信を確認かつ記録可能な方法」のことを意味すると定義されています。

通常の電子メールによる通信であれば、上記要件は満たすものと考えられることから、電子メールにより招集通知を交付する場合、適式な招集通知として認められることになると考えられます。

なお、旧会社法では、非公開会社について、定款に定めがある場合には、一定の決議事項に関する説明書の招集通知への添付を省略することが認められていました。他方、新会社法では、同様の省略を認める規定が存在しないため、非公開会社であっても、一定の決事事項に関する説明書の添付が必要になるものと考えられます（102条1項）。

ロ. 定足数

旧会社法では、公開会社における株主総会の定足数は、一律に5名以上とされていました。

新会社法では、公開会社における株主総会の定足数は、株主数によって異なり、株主数が1,000名以下の場合には5名以上、1,000名超5,000名以下の場合には15名以上、5,000名超の場合には30名以上とされています（103条）。なお、非公開会社における株主総会の定足数は、旧会社法と同じく、2名以上とされています。

ハ. 電磁的方法による議決権行使

新会社法では、中央政府は、一定の会社に対して電磁的方法による議決権行使を認めることができるかとされています（108条）。

新会社法施行規則では、全ての会社に対して電磁的方法（具体的には、セキュリティが確保されたシステムに基づき、電子投票が表示され、株主による投票数及び賛否数が記録され、サイバーセキュリティ機能を十分に有するサーバー上で、当該投票が記録かつカウントされるシステム）を通じた議決権行使が認められました。

ニ. 投票請求

株主総会における議決権行使は、原則として挙手により行われます（107条）。旧会社法では、一定の要件を満たす株主に対して、挙手に代えて投票による議決権行使を請求することが認められていました。

新会社法では、当該権利の行使要件が見直され、公開会社、非公開会社を問わず、株主総会に出席する株主（委任状による出席を含む。）のうち総議決権の10%以上の議決権を保有する株主又は合計50万ルピー以上（若しくは施行規則等で別に定める額以上）に相当する払込資本を有する株主の請求がある場合には、挙手に代えて投票による議決権行使を請求することが認められています（109条）。

なお、上記の投票による議決権行使請求の行使要件のうち、「施行規則等で別に定める額」は、本ニュースレターの発行日現在有効な新会社法施行規則では規定されておらず、したがって現時点での投票による議決権行使請求ができる株主の要件は、「総議決権の10%以上の議決権を保有する株主又は合計50万ルピー以上に相当する払込資本を有する株主」ということとなります。

ホ. 郵便投票 (postal ballot)

旧会社法では、上場会社が、一定の事項について、株主総会での決議に代えて郵便投票により決議を行うことが認められていました。

新会社法では、郵便投票を行うことができる会社の範囲が拡大され、非上場会社も、一定の事項について、株主総会の決議に代えて郵便投票による決議を行うことが認められ、あるいは義務付けられています (110 条)。

新会社法施行規則では、一人会社、及び株主数が 200 人以下の会社 (公開会社、非公開会社を含む) については、郵便投票は義務付けられていません。

なお、他の会社は、以下のいずれかの議案を株主総会において決議する場合には、郵便投票が義務付けられます。

- ① 基本定款に記載されている事業目的を変更する場合
- ② 附属定款の変更のうち、一定の場合
- ③ 登記上の所在地を、他の市 (city) に移転する場合
- ④ 会社が目論見書を通じて公募を行った場合であって、公募による資金が残っている状態で公募により集めた資金の使用目的を変更する場合
- ⑤ 配当又は議決権に関して異なる権利を有する株式を発行する場合
- ⑥ 株式、社債その他の証券に付与されている権利を変更する場合
- ⑦ 自己株式の買取りを行う場合
- ⑧ 法令上の手続に従って少数株主により指名された取締役を選任する場合
- ⑨ 会社の事業又は実質的な事業の全部を譲渡する場合
- ⑩ 一定基準以上の貸付、保証を提供する場合

へ. 特別決議事項の追加

旧会社法では、公開会社及びみなし公開会社において、取締役会が一定の事項 (事業の全部又は実質的な事業の全部の譲渡 (会社が営む事業が複数ある場合、そのいずれかの事業の全部又は実質的な全部の譲渡)、合併により得られた資金の投資、払込資本金及び自由準備金の合計額を超える借入等) について意思決定を行う場合には、株主総会の普通決議が必要とされていました。

新会社法では、同様の事項について、株主総会の特別決議が必要とされています (180 条 1 項)。

なお、旧会社法では、上記の「事業」及び「実質的な事業の全部」の意義が不明確でしたが、新会社法では、本規定における「事業 (undertaking)」とは、前会計年度の監査済み貸借対照表において、会社がその純資産の 20% 超を投資している事業又は会社の収益の 20% を占めている事業をいい、「実質的な事業の全部 (substantially the whole of the undertaking)」とは、前会計年度の監査済み貸借対照表における事業の価値の 20% 以上をいうものとされています。

(3) 取締役

イ. 取締役の居住義務

旧会社法では、公開会社のマネージング・ディレクター (managing director)、ホールタイム・ディレクター (whole-time director) 及びマネージャー (manager) を除き、取締役がインドにおいて居住している必要はなく、特に非公開会社であれば、マネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクターを含む全ての取締役を非居住者とすることも可能でした。

新会社法では、公開会社、非公開会社を問わず、1 名以上の取締役が前年において合計 182

日以上インドに滞在していることが義務付けられています (149 条 3 項)。

本規定は、新会社法上、施行から実施までの猶予期間が設けられておらず、新会社法施行規則においても猶予期間の規定が設けられなかったため、2014 年 4 月 1 日以降、即日施行されています。

そのため、同日以降、日本の居住者のみでインドに会社を設立することはできず、また現時点で取締役が日本の居住者のみである会社は、違法状態にあることになることから、速やかな是正が必要となります。

日本企業にとって、取締役の適任者をインド居住者の中から確保することや、日本人が取締役に選任されるに先立ってインドに 182 日以上滞在することは必ずしも容易ではない場合も多いため、本規定への対応は、日本企業にとって大きな課題となっています。

ロ. managing director、whole-time director 及び manager の居住義務

上述の通り、旧会社法では、公開会社のマネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクター及びマネージャーを除き、取締役がインドにおいて居住している必要はなく、特に非公開会社であれば、マネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクターについても非居住者とすることが可能でした。

これに対し、新会社法では、会社を限定することなく、マネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクター及びマネージャーに、原則として居住義務を課しています。なお、この居住義務における居住要件は、上記イの取締役の居住要件（「前年において合計 182 日以上インドに滞在していること」とはやや異なり、「選任日から起算して 12 か月間インドに居住していること」とされています（新会社法の別紙 V）。

そのため、新会社法の規定をそのまま読めば、非公開会社についても、マネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクター又はマネージャーを任命する場合には、当該被任命者は上記居住要件を満たす者でなければならないこととなります。

他方で、上記「1 (2) へ」で述べたとおり、非公開会社については、そもそもマネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクター及びマネージャーを含む「主要経営責任者 (key managerial personnel)」を選任する義務がありません。

そのため、「非公開会社が（選任する義務のない）マネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクター又はマネージャーをあえて選任した場合に、当該マネージング・ディレクター、ホールタイム・ディレクター又はマネージャーは居住義務を満たす者である必要があるか」という点については、本ニュースレターの発行日現在、実務家の間でも見解が分かれています。

ハ. 女性取締役の選任義務

新会社法では、1 名以上の女性取締役を選任することが、一定の会社に対して新たに義務付けられています (149 条 1 項第二但書)。

本規定を受けた新会社法施行規則では、女性取締役の選任が義務付けられる会社として、①上場会社、②資本金が 10 億ルピー以上の公開会社、又は③売上高が 30 億ルピー以上の公開会社、のいずれかの要件を満たす会社を規定しています。

女性取締役の選任については、新会社法施行規則において、(a)旧会社法に基づいて設立された上記いずれかの要件を満たす会社については新会社法の施行日から 1 年間、(b)新会社法に基づいて設立された上記いずれかの要件を満たすについては会社設立日から 6 ヶ月間の猶予期間が与えられているものの、現在女性の取締役を有していない会社にとっては適任者の確保が課題となります。

二. 独立取締役 (independent director) の選任義務

旧会社法には独立取締役に関する規定はなく、証券取引所の上場契約により、上場会社に対して、独立取締役の選任が義務付けられていました。

新会社法では、上場公開会社に対して、取締役の3分の1以上を独立取締役とすることが義務付けられています(149条4項)。この義務の履行は、2014年4月1日の施行から1年間の猶予が与えられています。

また、新会社法施行規則では、①資本金が1億ルピー以上の公開会社、②売上高が10億ルピー以上の公開会社、又は③負債総額が5億ルピーを超える公開会社、のいずれかの要件を満たす会社に対して、少なくとも2名の取締役を独立取締役とすることが義務付けられています。また、監査委員会の設置にあたって、又は他の法令上の規定に基づいて2名超の独立取締役を選任する必要がある場合は、少なくともその人数分の取締役を独立取締役とすることが義務付けられています。

この点、新会社法施行規則案では、「①資本金が10億ルピー以上の公開会社、②売上高が30億ルピー以上の公開会社、又は③負債総額が20億ルピーを超える公開会社、のいずれかの要件を満たす会社に対しても、取締役の3分の1以上を独立取締役とすること」が義務付けられていましたが、最終版の新会社法施行規則では、それぞれの金額要件が下がっており、独立取締役の任命が必要となる会社の範囲がより広がっているほか、選任する人数についても変更されているため、注意が必要です。

新会社法における「独立取締役」とは、マネージング・ディレクター (managing director)、ホールタイム・ディレクター (whole-time director)、ノミネー・ディレクター (nominee director) 以外の取締役で、次に掲げる要件を満たす者をいいます(同条6項)。

- (イ) 高潔でかつ専門的知識と経験を有していること
- (ロ) 会社、親会社、子会社又は関連会社のプロモーターでなく、かつ過去にこれらのプロモーターになったことがないこと、並びに、会社、親会社、子会社又は関連会社のプロモーター又は取締役の親族でないこと
- (ハ) 直前の2会計年度又は当会計年度において、会社、親会社、子会社若しくは関連会社、又はそれらのプロモーター若しくは取締役との間で、金銭的な関係を有していないこと
- (ニ) 直前の2会計年度又は当会計年度において、会社、親会社、子会社若しくは関連会社、又はそれらのプロモーター若しくは取締役との間で、金銭的な関係及びそれらの総売上高若しくは総所得 (gross income) の2%以上又は500万ルピー若しくは施行規則等で別に定める額に相当する取引を行っている親族がいないこと
- (ホ) ①直前の3会計年度において、会社、親会社、子会社若しくは関連会社の主要経営責任者又は従業員でないこと、これらの者に該当する親族がいないこと、②直前の3会計期間において、会社、親会社、子会社若しくは関連会社の監査法人等の従業員、経営者若しくはパートナーでないこと、これらの者に該当する親族がいないこと、③親族と合わせて会社の総議決権の2%以上を保有していないこと、④会社、プロモーター、取締役又は親会社、子会社若しくは関連会社から収益の25%以上の出捐を受けている非営利団体又は会社の総議決権の2%以上を保有している非営利団体の役員でないこと、これらの者に該当する親族がいないこと
- (ヘ) 新会社法施行規則等で別に定めるその他の適格性を有していること(本規定を受けた新会社法施行規則では、「金融、法律、経営、販売、マーケティング、管理、研究、コーポレート・ガバナンス、技術的な業務その他会社の業務に関する分野のうち、1つ以上の分野について、技術、経験及び知識を適切なレベルで保持していること」を要件としています)

独立取締役の任期は、5年間とされており、会社の特別決議をもって再任されることもできます（同条10項）。ただし、3期以上継続してその職務に就くことはできず、再度、独立取締役として選任されるためには、当初の任期の終了から3年が経過しなければなりません（同条11項）。この3年間は、直接間接を問わず、いかなる役職についても会社に任命されることはできず、また、会社と関係を持つことはできません（同項但書）。

独立取締役の選任が義務付けられる会社においては、上記の要件を踏まえて、適切な人材の確保を検討しておくことが必要となります。

ホ. 取締役の人数の見直し

旧会社法では、取締役の人数は、公開会社について原則として12名までとされていました。新会社法では、取締役の人数が、公開会社、非公開会社を問わず、原則として15名までとされました（149条1項）。なお、旧会社法と同じく、新会社法においても、公開会社の場合は3名以上、非公開会社の場合は2名以上の取締役を選任することが必要です（同項）。また、一人会社の場合は1名の取締役の選任で足りります。

ヘ. 取締役の兼職制限の見直し

旧会社法では、取締役がその取締役としての職務を兼職することができる会社の数は、15社までとされていました。

新会社法では、その数が20社に引き上げられています（165条1項）。ただし、取締役として選任される会社が公開会社の場合は、10社を超えることができません。

ト. 取締役の責任の軽減

新会社法では、一定の取締役について、その責任が軽減されています。すなわち、①独立取締役、並びに②プロモーター及び主要経営責任者以外の非業務執行取締役（non-executive director）は、取締役会を通じてその認識のもとに行われた会社の作為又は不作為、その同意若しくは黙示の同意に基づき行われた会社の作為又は不作為、並びにその任務懈怠に対してのみ責任を負います（149条12項）。

チ. 取締役の欠格事由の追加

旧会社法では、取締役の欠格事由として、①裁判所により心神耗弱の認定を受けたことがある者、②免責を受けていない破産者、③破産申請がなされ手続中である者、④不徳行為等により有罪判決を受け、6ヶ月以上の懲役判決を宣告され、判決の満了日から5年が経過していない者、⑤その保有する株式の払込みを怠り、6ヶ月が経過している者、⑥裁判所により不適格者の認定を受けた者、⑦3会計年度にわたり会計書類等を提出していない公開会社又は1年以上社債の利息、配当等の支払いを怠っている公開会社の取締役である者が規定されていました。

新会社法では、これらの欠格事由に加えて、⑧過去5年間に関連当事者取引に係る法令違反について有罪とされたことがある者（164条1項g号）、⑨取締役識別番号（Director Identification Number）を取得していない者（同項h号）が追加されています。また、上記⑦については、当該取締役が、当該公開会社による懈怠から5年間、当該公開会社の取締役に再任されることができないこと、及び他の会社の取締役に選任されることができないことが規定されています（同条2項）。

新たに追加された欠格事由に該当するおそれのある取締役が選任されている会社においては、あらかじめ当該取締役の変更を検討しておく必要があります。

リ. 取締役等に対する貸付制限等の見直し

旧会社法では、公開会社による取締役等に対する貸付け、取締役等の借入れに係る保証又は担保提供は、原則として、中央政府の事前の許可がある場合に限り認められていました。

新会社法では、公開会社、非公開会社を問わず、取締役等に対する貸付けは、全従業員に対する雇用条件の一環として行う場合、株主総会の特別決議による承認がある場合のほか、通常の業務の過程においてインド準備銀行が定める金利を下回らない場合に限り認められています(185条1項)。また、取締役等の借入れに係る保証又は担保提供は、通常の業務の過程においてインド準備銀行が定める金利を下回らない借入れに係るものに限り認められています。

ヌ. 現金以外を対価とする取引の制限

新会社法では、新たに、会社が、①その取締役(親会社、子会社若しくは関連会社の取締役を含む。)又は当該取締役の関係者が現金以外を対価として当該会社から資産を譲り受けることを合意する場合、又は、②現金以外を対価として当該取締役等から資産を譲り受けることを合意する場合には、当該合意について株主総会の事前の承認が必要とされています(192条1項)。なお、当該取締役が親会社の取締役である場合には、当該親会社における株主総会の承認も必要となります。

ル. 取締役会の開催

旧会社法では、各四半期に1回以上、年4回以上の取締役会の開催が義務付けられていました。

新会社法では、年4回以上の取締役会の開催が義務付けられている点は変わらないものの、各四半期に1回以上ではなく、各取締役会開催日の間隔を120日以下としなければならないとされています(173条1項)。

(4) 監査人、監査委員会

イ. 監査人の任期の見直し

旧会社法では、監査人は、定時株主総会毎に選任することが義務付けられていました。

新会社法では、毎年の定時株主総会で承認されることを前提に、6回毎の定時株主総会において選任することが義務付けられています(139条1項)。

一人会社及び小会社以外の会社は、監査人が自然人の場合は1期(5年間)、法人の場合は2期(10年間)、監査人を選任することができますが、監査人の独立性を担保するため、任期満了から5年を経過しなければ、再任することができないとされています(同条2項)。

ロ. 監査人の職務

新会社法では、監査人の独立性を担保するため、監査人は、原則として、監査業務のほか、取締役会又は監査委員会により承認された業務のみを行うことができるとされています(144条)。記帳サービスや内部監査サービス等の提供は明示的に禁止されています。

ハ. 監査委員会の設置義務付け要件の緩和

旧会社法では、資本金 5000 万ルピー以上の公開会社は、監査委員会 (audit committee) を設置することが義務付けられていました。

新会社法及び新会社法施行規則では、①資本金が 1 億ルピー以上の公開会社、②売上高が 10 億ルピー以上の公開会社、又は③負債総額が 5 億ルピーを超える公開会社、のいずれかの要件を満たす会社に対して、監査委員会を設置することが義務付けられています。これは、旧会社法上の設置要件よりも設置が必要な会社の範囲を狭めるものであり、したがって監査委員会の設置が義務付けられる要件を緩和したものと評価できます。

監査委員会とは、主として会計監査権限を有する (一定の業務監査権限も有する) 会社の機関であり、会社の内部監査の役割を担います。監査委員会は、3 名以上の取締役から構成され、また構成員の 3 分の 2 以上はマネージング・ディレクターでもホールタイム・ディレクターでもない取締役である必要があります。

ニ. 内部監査人 (internal auditor) の選任義務

新会社法及び新会社法施行規則上、①上場会社、②前会計年度において、資本金が 5 億ルピー以上、売上高が 20 億ルピー以上、負債総額が 10 億ルピー以上、未払い預り金が 2 億 5000 万ルピー以上、のいずれかの要件を満たす公開会社、③前会計年度において、売上高が 20 億ルピー以上、負債総額が 10 億ルピー以上、のいずれかの要件を満たす非公開会社、のいずれかの会社は、内部監査人 (internal auditor) の選任義務を負います。

上記のいずれかに該当する会社は、2014 年 10 月末までに、内部監査人を選任する必要があります。

内部監査人は、会社が適切に機能しているか、また適切な活動を行っているかについて、監査する権限を有します。監査委員会又は取締役会は、内部監査人と協議の上、内部監査の範囲、方法、頻度等について決定することができます。

取締役会は、社内又は社外の勅許会計士 (chartered accountant)、コスト計算士 (cost accountant) 又はその他の専門家を、内部監査人として選任することができます。

ホ. 取締役及び従業員による監視機能

新会社法では、上場会社及び施行規則等で別に定める会社に対して、取締役及び従業員が監査委員会に対して問題点の報告を行うための監視体制 (vigil mechanism) の整備が義務付けられています (177 条 9 項)。

これを受けた新会社法施行規則では、①公衆から預託を受けている会社、並びに②銀行及び公的金融機関から 5 億ルピー超の借入れを受けている会社に対して、監視体制の整備を義務付けています。

(5) 委員会

イ. 指名・報酬委員会 (Nomination and Remuneration Committee) の新設

新会社法では、上場会社及び新会社法施行規則等で別に定める会社は、指名・報酬委員会を設置することが義務付けられています (178 条 1 項)。

上記新会社法の規定を受け、新会社法実施規則では、①資本金が 1 億ルピー以上の公開会社、②売上高が 10 億ルピー以上の公開会社、又は③負債総額が 5 億ルピーを超える公開会社、の

いずれかの要件を満たす会社に対して、指名・報酬委員会を設置することが義務付けられています。

同委員会は、3名以上の非業務執行取締役（non-executive director）から成り、そのうち半数以上を独立取締役としなければなりません。同委員会は、取締役の候補者の選定及び取締役会への推薦、取締役の遂行業務の評価を行うとともに、取締役の適格性等に関する基準の策定や取締役、主要経営責任者その他の従業員の報酬に関する基本方針の取締役会への推薦等を行います（同条2項、3項）。

ロ. 利害関係者委員会（Stakeholders Relationship Committee）の新設

新会社法では、一会計年度における株主、社債権者、出資者その他の有価証券保有者の数が1,000名を超える会社は、利害関係者委員会を設置することが義務付けられています（178条5項）。

同委員会は、非業務執行取締役が委員長となり、取締役会が定める委員により構成されます。同委員会は、会社の有価証券保有者の苦情処理を行います（同条6項）。

ハ. CSR（Corporate Social Responsibility）委員会の新設

新会社法では、①純資産が50億ルピー以上、②売上高が100億ルピー以上、又は③純利益が5,000万ルピー以上、のいずれかの要件を満たす会社に対して、企業の社会的責任に関する方針の策定等を行うCSR委員会の設置が義務付けられています（135条1項）。また、新会社法施行規則では、一定の基準を満たす外国会社のインド支店（branch office）及びプロジェクトオフィス（project office）に対しても、CSR委員会の設置が義務付けられています。

CSR委員会は、3名以上の取締役から成り、そのうち少なくとも1名は独立取締役としなければなりません。

上記の要件を満たす会社（又は外国会社の支店若しくはプロジェクトオフィス）は、直前の3会計年度における平均純利益（net profits）の2%以上をCSR活動に関して支出しなければならないとされています（同条5項）。

新会社法及び新会社法施行規則上、このCSR委員会の設置及びCSR活動への支出に違反した場合、株主総会において株主に違反の理由を説明する義務が生じますが、違反自体に対する法令上の罰則は存在しません。もっとも、違反に対してインド社会からの批判を受ける等のレピュテーションリスクはあります。

法令に従ってCSR委員会を設置し、またCSR活動を行う場合、本来の事業活動とは別にCSR活動も念頭においた事業計画の策定が必要になるものと考えられます。

なお、新会社法の別紙VII、及び本ニュースレター発行日時点で有効な新会社法施行規則によれば、CSR活動は、概ね下記の活動を含む活動であるとされています。

- ① 貧困や飢餓の撲滅、予防医療及び公衆衛生の推進、飲水の提供
- ② 教育の推進
- ③ 男女同権、女性の権利の強化の推進、高齢者のための老人ホーム等の設備の提供、下層階級（backward group）の不平等の縮小
- ④ 環境保護
- ⑤ 文化財の保護、伝統芸や手工芸の発展
- ⑥ 国軍のOB、戦争未亡人に対する福祉活動
- ⑦ スポーツ活動の推進
- ⑧ 首相全国救済基金（prime minister national relief fund）、その他中央政府により設立された、低コスト、未成年者、女性の社会経済的発展のための活動の基金への寄付
- ⑨ 中央政府により承認された教育機関における技術育成センターへの貢献

⑩ 農村開発計画

新会社法施行規則案の段階では含まれていた、「雇用機会を増大させる職業訓練」等が削除されているため、職業訓練への支出をもって CSR 活動への支出とは言えなくなっていることに注意が必要です。

なお、新会社法施行規則案において列挙されていた CSR 活動は、以下のとおりです。

- ① 貧困や飢餓の撲滅
- ② 教育の推進
- ③ 男女同権、女性の権利の強化の推進
- ④ 小児死亡率の減少及び母体衛生の推進
- ⑤ ヒト免疫不全ウイルス、免疫不全症候群、マラリア及びその他病気の治療
- ⑥ 環境の持続的可能性の確保
- ⑦ 雇用機会を増大させる職業訓練
- ⑧ 社会的事業プロジェクトの実施
- ⑨ 中央政府、州政府により、社会経済開発目的で設立された救済基金への寄付
- ⑩ その他の政府が定める活動

(6) 組織再編

イ. 事業譲渡の承認方法の見直し

前記「1 (2) チ」に記載のとおり、旧会社法では、公開会社及びみなし公開会社において、取締役会が事業の全部又は実質的な事業の全部の譲渡（会社が営む事業が複数ある場合、そのいずれかの事業の全部又は実質的な全部の譲渡）について意思決定を行う場合には、株主総会の普通決議が必要とされていました。

新会社法では、同様の事項について、株主総会の特別決議が必要とされています（180 条 1 項）。

なお、こちらも「1 (2) チ」に記載のとおり、旧会社法では、上記の「事業」及び「実質的な事業の全部」の意義が不明確でしたが、新会社法では、本規定における「事業 (undertaking)」とは、前会計年度の監査済み貸借対照表において、会社はその純資産の 20% 超を投資している事業又は会社の収益の 20% を占めている事業をいい、「実質的な事業の全部 (substantially the whole of the undertaking)」とは、前会計年度の監査済み貸借対照表における事業の価値の 20% 以上をいうものとされています。

(7) 取引の公正

イ. インサイダー取引規制の導入

新会社法では、新たに、非上場会社を含む全ての会社の株式について、原則として、インサイダー取引を行うことが禁止されています（195 条 1 項）。ただし、通常の業務、専門的業務又は雇用の過程で必要となる行為及び法令に基づく情報伝達行為は、禁止の対象から除外されています。

本規定における「インサイダー取引 (insider trading)」とは、① 会社の取締役、主要経営責任者その他の役員が会社の有価証券に関する未公表の「価格に影響を及ぼす情報」を入手できると合理的に期待される場合における、当該取締役等による当該有価証券の取得の申込み、買入れ、売却、取引又はそれらを承諾する行為、並びに② 「価格に影響を及ぼす情報」の取得に関して助言する行為又は価格に影響を及ぼす情報を伝達する行為をいいます。

また、「価格に影響を及ぼす情報 (price sensitive information)」とは、会社に直接的又は間接的に関わる情報であって、公表されると当該会社の有価証券の価格に重大な影響を及ぼすおそれがあるものをいいます。

上場会社の有価証券については従前からインド証券取引委員会が制定する規則においてインサイダー取引は規制されていましたが、新会社法は、有価証券の上場、非上場の区別なく、同様の規制を課すものに思われます。もっとも、非上場会社において情報の公表をどのように行うのか、また非上場会社の株式の「価格」をどのように定めるのかなど、不明確な点も多く存在します。

本ニュースレターの発行日現在有効な新会社法施行規則では、上記の点に関する明確化は特段行われておらず、現時点でも、特に非上場会社のインサイダー取引規制については、実務上、さまざまな解釈が行われている状況です。

なお、インサイダー取引規制に違反した場合には、5年以下の懲役又は50万ルピー以上2億5,000万ルピー以下の罰金若しくはインサイダー取引により得られた利益の3倍に相当する額のいずれか高い額が科され又はこれらが併科されます(同条2項)。

ロ. フォワード取引規制 (コールオプションやプットオプションの購入) の導入

新会社法では、新たに、取締役及び主要経営責任者が、会社、親会社、子会社若しくは関連会社の有価証券について、フォワード取引 (コールオプションやプットオプションの購入) を行うことが禁止されています (194条1項)。

フォワード取引規制に違反した場合には、2年以下の懲役若しくは10万ルピー以上50万ルピー以下の罰金が科され又はこれらが併科されます (同条2項)。

(8) その他

イ. 法人登記番号 (Corporate Identity Number) 等の記載義務

旧会社法では、会社のビジネスレター、社用箋、通知書等に、社名及び登記上の所在地を記載することが義務付けられていましたが、新会社法では、それらに加えて、法人登記番号 (Corporate Identity Number)、会社の電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス、会社がインターネットウェブサイトを持する場合にはその URL を記載することが義務付けられています (12条3項 (c))。

現時点でも、いわゆる会社のレターヘッドに、電話番号、ファックス番号、メールアドレス、ウェブサイトのアドレスを記載している会社は少なくないと思われませんが、法人登記番号まで記載している会社は多くないと思われるため、注意が必要です。なお、法人登記番号は、その会社の設立証明書 (Certificate of Incorporation) に記載されています。

本規定は、新会社法上、施行から実施までの猶予期間が設けられておらず、2014年4月1日以降、即日施行されています。そのため、本ニュースレターの日付現在、会社のレターヘッドに法人登記番号、電話番号、ファックス番号、メールアドレス及びウェブサイトのアドレスを記載していない場合、すみやかにこれらを記載するとの対応が必要となります。

ロ. 詐欺行為 (fraud) に関する罰則の新設

新会社法では、会社の運営に関する詐欺行為について罰則規定が新設されています (447条)。

本規定における「詐欺行為 (fraud)」には、違法な利益又は損失の有無にかかわらず、会社、株主、債権者その他の者から不当に利益を得るため又はそれらの利益を害するため、故意に又は認識がありながら行われるあらゆる作為、不作為、事実の隠匿、地位の乱用が含まれます。

詐欺行為を行った者は、6月以上 (当該詐欺行為が公共の利益に関するものである場合は3

年以上) 10 年以下の懲役並びに当該詐欺行為により生じた利益若しくは損失に相当する額以上当該額の 3 倍に相当する額以下の罰金が科されます。

ハ. 全国会社法審判所 (National Company Law Tribunal) の新設

旧会社法では、会社法委員会 (company law board)、地方裁判所及び高等裁判所が、会社法に関する紛争解決権限や組織再編の承認権限を有していましたが、新会社法では、会社法委員会に代わって、全国会社法審判所 (National Company Law Tribunal) が設けられており、同審判所が会社法に関する紛争解決権限や組織再編の承認権限を有することになります (407 条以下)。

ただし、後述のとおり、本ニュースレターの発行日現在、同審判所は設立されておらず、また同審判所に関する運営、手続上の規定も 2014 年 4 月 1 日の施行対象に含まれていません。

そのため、現時点では、全国会社法審判所の設置や権限に関する規定は施行されているものの、同審判所に関する運営、手続上の規定が施行されておらず、結果として全国会社法審判所の制度は開始していない状況です。

全国会社法審判所に関する規定が全面施行されるまでは、引き続き会社法委員会及び各高等裁判所が、会社法に関する紛争解決権限や組織再編の承認権限を行使することになります。

ニ. 公開会社における株式譲渡制限の有効性の明確化

旧会社法では、株主間契約等における公開会社の株式の譲渡を制限する規定 (株式譲渡禁止規定のほか、先買権、プット/コールオプション、タグ/ドラッグアロングの規定等を含みます) の有効性は、必ずしも明らかではありませんでした。

新会社法では、このような株式譲渡制限に関する合意も、会社法上は有効である旨が明記されています (58 条 2 項但書)。

ホ. 休眠会社 (dormant company) の概念の導入

新会社法では、新たに休眠会社 (dormant company) の概念が導入されています (455 条)。

会社が将来のプロジェクトのため又は資産や知的財産を保有するために設立され、かつ会計上重要な取引を行わない場合には、当該会社は、登記所に対して、休眠会社としての登記を申請することができます (同条 1 項)。休眠会社については、取締役会の開催頻度等のガバナンス上の規制が緩和されます。

2. 2014 年 4 月 1 日の時点で未施行の新会社法の規定の概要

(1) 未施行規定の概要

2014 年 4 月 1 日の時点で未施行の新会社法の規定 (その多くは内国会社法審判所 (National Company Law Tribunal) に関する規定、組織再編に関する規定、及び会社清算に関する規定) のうち主なものは、以下に列挙するとおりです (なお、下記以外にも、条文のうち一部が施行されていない規定等が存在します)。

30~32 条	(株式や社債等の公募を行う場合の) 目論見書 (prospectus) に関する規定
48 条	種類株式が発行される場合の種類株主の権利の変更に関する規定
66 条	減資に関する規定
75 条	会社が詐欺的意図により預かり金を返還しなかった場合の損害賠償に関する規定
97~99 条	内国会社法審判所による株主総会の強制招集権限に関する規定

124～125 条	未払いとなった配当金の扱い（投資家教育保護基金への寄付）に関する規定
130～132 条	内国会社法審判所からの命令があった場合の財務諸表の扱い、内国財務報告委員会（National Financial Reporting Authority）の設置に関する規定
213 条	内国会社法審判所の捜査権限に関する規定
218 条	会社に対して（内国会社法審判所その他の）当局による捜査が行われる際の従業員の保護に関する規定
221～222 条	（内国会社法審判所その他の）当局による会社の資産処分禁止権限に関する規定
226 条	会社の自主清算に関する規定
230～365 条	第 15 章（会社の組織再編）の規定全て
372～373 条	会社清算中の訴訟の停止命令（stay）に関する規定
375～378 条	未登記の会社の清算、及び外国会社（の支店）がインド国内での事業を停止する場合の清算方法に関する規定
415～438 条	内国会社法審判所の組織構成に関する規定
440～441 条	会社法違反の刑事事件に関する裁判管轄に関する経過措置規定
465～466 条	旧会社法及び関連法令の廃止、会社法委員会（Company Law Board）の解散に関する規定

（2）未施行規定のうち旧会社法と異なる規定

イ．外国企業によるインド企業の吸収合併の解禁（未施行）

旧会社法では、インド企業による外国企業に対する吸収合併は認められていたものの、外国企業がインド企業を吸収合併により吸収することは認められていませんでした。

新会社法では、新たに外国企業によるインド企業に対する吸収合併が認められています（234 条）。ただし、吸収合併を行うことができる外国企業は、中央政府が別途通知する国の法律に基づき設立されたものに限られます。

インドの新会社法上は外国企業によるインド企業の吸収合併の可能性が認められたものの、少なくとも日本の登記実務上は、外国会社との合併登記は日本の法務局において受理されないため、日本企業がインドの会社を吸収合併することは、新会社法においてもできないものと思われる。

ロ．簡易合併制度の導入（未施行）

新会社法では、小会社間の合併、親会社と完全子会社間での合併その他施行規則等で別に定める会社の合併について、簡易合併手続きが設けられています（233 条 1 項）。なお、簡易合併手続きを行うことができる会社の範囲を定める施行規則案等は、本日現在において公表されていません。

ハ．少数株主からの株式買取制度の導入（未施行）

新会社法では、少数株主の保護の一環として、一定の場合の少数株主からの株式買取制度が設けられました。

すなわち、新会社法上、合併、株式交換、有価証券の転換その他の理由により、①買付者（acquirer）若しくはその共同行為者（person acting in concert）が会社の払込資本の 90%以上を保有することとなる場合、又は②個人若しくは集団が多数派若しくは会社の払込資本の 90%を保有することとなる場合には、当該買付者等は、会社に対して、残りの資本株式を買い取るかどうかを通知しなければならないとされています（236 条 1 項）。

少数株主に対する買取りの申込みは、別に定める規則に従い登録鑑定士（registered valuer）

が行う評価に基づき決定される価格によらなければなりません（同条2項）。また、少数株主は、多数株主に対して、別に定める規則に従い決定される価格により、その保有する株式の売却の申込みをすることができます（同条3項）。これらを受けた新会社法施行規則では、価格評価に関する規則が規定されています。

なお、これらの規定は、あくまで少数株主が任意で買取り申込みに応じることを前提としており、多数株主又は会社が、少数株主を強制的に排除することができることを定めた規定ではありません。そのため、本規定施行後も、少数株主をその意思に反して強制的に排除することはできません。

したがって、本ニュースレター発効日の新会社法の規定及び新会社法施行規則案を前提とする限り、インドにおいて、少数株主の強制的排除（いわゆるスクイーズ・アウト）を行うことは、事実上不可能であると考えられます。

二. クラスアクションの導入（未施行）

新会社法では、新たにクラスアクションに関する規定が設けられています（245条1項）。

同規定上、100名以上の株主等は、会社法審判所（National Company Law Tribunal）に対して、例えば、以下に掲げる命令を求める旨の申請書を提出することができます。

- ① 会社が定款に定められた権限を越える行為を行うことを禁止すること
- ② 会社が定款に定められた条項に違反することを禁止すること
- ③ 会社、取締役等に対して損害賠償を請求すること等

会社が同機関の命令に従わない場合には、当該会社に対して50万ルピー以上250万ルピー以下の罰金が科されるとともに、当該会社の役員に対して3年以下の懲役及び2万5,000ルピー以上10万ルピー以下の罰金が科されます（同条7項）。

3. おわりに

上述のとおり、2014年4月1日の新会社法の施行により、2013年9月12日に既に一部施行されていた規定、及び2014年2月27日付で同年4月1日付で施行されることが発表されていた企業の社会的責任（CSR（Corporate Social Responsibility））に関する規定と併せ、2013年会社法のうち、会社運営に関わる重要な規定のほとんど全てが施行されました。

これらの規定の中には、最低1名の取締役をインド居住者とする義務や、各種委員会の設置義務等、会社の側での取締役選解任や委員会の設置等の具体的な行為を必要とするにもかかわらず、施行から実施までの猶予期間が設けられていない規定も少なからずあります。そのような規定については、すみやかに対応を採るとともに、猶予期間が設けられている規定についても、できるだけ早い段階から対応を検討すべきでしょう。

以上

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、以下の連絡先までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 琴 浦 諒
電話（直通）：03-6888-1161
E-mail: ryo.kotoura@amt-law.com
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
インド・プラクティスチーム

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー 18階～24階（※当事務所は、業務と弁護士数の拡大に合わせ、2013年7月17日付けで東京オフィスを現在の所在地に移転いたしました）
<http://www.amt-law.com/>
本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、大変お手数ですが、ryo.kotoura@amt-law.comまで、配信停止とご記載の上ご連絡頂けると幸いです。